



## 短期間開講者申請書類

教育活動の一環として Continuing Education Recognition Points (CERPs)が必要な人たちへ

国際機関である IBLCE は印刷物には英国式英語を使用しています。

## 目次

IBLCE®とは?.....	3
問い合わせ先 .....	3
はじめに.....	3
STP 申請用紙 .....	4
STP 講演内容報告書.....	7
開講者用利益相反開示文書.....	8
各講師用利益相反開示文書.....	9
STP 申請チェックリスト .....	10
STP 支払い用紙.....	11
IBLCE 2017 年版短期講習料金(日本国内用) .....	11

## IBLCE®とは?

IBLCE International Board of Lactation Consultant Examiners (ラクテーション・コンサルタント資格試験国際評議会) は、国際認定ラクテーション・コンサルタント (IBCLC International Board Certified Lactation Consultant) の資格を認定できる独立した国際認証機関です。

## 問い合わせ先

International Board of Lactation Consultant Examiners (IBLCE)  
10301 Democracy Lane, Suite 400  
Fairfax, Virginia 22030  
USA  
[www.iblce.org](http://www.iblce.org)

IBLCE はオーストリア、オーストラリア、アメリカにオフィスがあります。IBLCE に連絡を取りたい場合は次のメールアドレスに問い合わせをお願いします。

北アメリカ、南アメリカ、イスラエル : [cerps@iblce.org](mailto:cerps@iblce.org)

ヨーロッパ、中東 (イスラエルを除く) 、[北アフリ eume@iblce.org](mailto:eume@iblce.org)

アジア、オーストラリア、北アフリカを除くアフリ [apaadmin@iblce.org](mailto:apaadmin@iblce.org)

日本の担当は Masumi Imura です。 [japan@iblce.org](mailto:japan@iblce.org)  
日本の CERP 申請は、こちらのアドレスをお願いします。 [japanapa@iblce.org](mailto:japanapa@iblce.org)

## はじめに

個人、独立した教育機関、病院、学術機関、専門職協会は CERP s を認定してもらえる講演の開講者となることができます。それらの教育活動が CERP s を認定する講演であることを検討してもらうために必要書類を提出する必要があります。

- IBLCE は STP の行なう教育活動を評価し、CERP s を認定する唯一の専門機関です。
- STP は [IBLCE Minimising Commercial Influence on Education Policy](#). (営利目的のもたらず影響を最少にするという教育方策) を遵守してください。

## STP 申請用紙

主催者 \_\_\_\_\_

主催者メールアドレス: \_\_\_\_\_ 電話番号: \_\_\_\_\_

担当者: \_\_\_\_\_

担当者電話: \_\_\_\_\_ 担当者 e-mail アドレス: \_\_\_\_\_

講演名: \_\_\_\_\_

会場: \_\_\_\_\_ 国: \_\_\_\_\_

講演に使用する言語: \_\_\_\_\_

開催日時: \_\_\_\_\_

講演の形式で一番近いものを選んでください。(一つ)

- 対面式講演                       インターネット使用                       音声のみ  
 録音媒体使用                       その他(詳細記入) \_\_\_\_\_

要求する CERP 数を一つ選んでください。

- 4 CERP 以下                       8 CERP 以下                       16 CERP 以下  
 24 CERP 以下                       24 CERP を超える                       専門教育

CERPS が IBCLC として認定されている個人を対象としていることをふまえたうえで、主な受講者を一つ選んでください。

- IBCLC のみ                       IBCLC と IBCLC ではない人も含む

この講演は、過去 12 か月の間に CERP として認証されていますか。

- はい                       いいえ

『はい』と答えたかたへ：CERP として認証されると、12 か月間は有効です。

過去 12 か月以内に CERP として認定されている講演を繰り返して行う場合の再申請は不要です。

講演の講師が利益相反の開示をしているかどうかについてお聞きします。

- 講師は、この講演の内容について利益相反はありません。  
 講師はこの講演の内容について利益相反の開示をしていて、以下の開示文書に署名済みです。

私/私たちは、Decralation of Competing Interest（利益相反開示文書）に署名し、講演参加者に以下のように知らせることに同意しました。

講演参加者への通知方法: \_\_\_\_\_

**STPとしての開示表明：**以下の短期開講者開示文書を注意深く読んでください。これから開設する講演がCERPとして認可されるために、この用紙に署名、日付をいれて開示文書の条項に同意する必要があります。主催者開示声明の取り決め、条件に違反した場合、職業倫理に反するとみなされ、STPとしての資格を否認、失権、取り消されることがあります。

教育主催者として、私/私たちは\_\_\_\_\_（講演名）をIBLCE継続教育単位（CERP）として申請します。次のことを留意し、理解し、賛同します。

- STPは、申請用紙に記入し、申請料金をIBLCEに支払わなくてはなりません。
- IBLCE [IBLCE Minimising Commercial Influence on Education Policy](#)に従います。
- IBLCE Minimising Commercial Influence on Education Policy に定められるように、STPは企業や営利目的であってははいけません。  
教育活動は、IBCLCのための専門教育をする目的でなくてはなりません。
  - STPIはCERP申請している講演がIBCLCに必要な継続教育と関連のある内容であるよう留意してください。STPが提出したプログラムがIBCLCの継続教育にふさわしくないと判断され、認定されない場合でも、申請料金の返金はしません。
- IBCLCのために、主催者はCERP数を明記した証明証を発行してください。
  - IBCLCでない参加者のためにも、主催者はIBLCE Exam Blueprint（[IBLCE試験概要](#)）に示されている科目についての受講時間数を明記した修了証を発行してください。
- 講師や発言者はすべて、利益相反開示用紙を記入し、講演の内容での客観性が減るかもしれない加入団体、もしくは利益相反を明らかにしなくてはなりません。そういった提携、もしくは利益相反について、IBLCE Minimising Commercial Influence on Education Policyで規定されていることに基づいて参加者への注意喚起がされなくてはなりません。
- STPIはIBLCEの制定したすべての報告義務に従い、一定期間内はIBLCEが指揮する監査に協力しなければなりません。
- CERPの認定許可の前に印刷もしくはウェブ上の開催案内の資料が出来ている場合、STPはこういった宣材のコピーを申込書とともに提出しなくてはなりません。
  - CERPの認定前の開催案内には、CERP申請中と記してもよいですが、いくつのCERP数が認定される予定とは記してはなりません。
- CERPの認定通知後に印刷、ウェブ上の宣材を作成する場合は、CERP認定の講演開講後30日以内に出来上がった宣材のコピーを提出しなくてはなりません。
  - CERPの認定後の宣材にはプログラムのそれぞれの講演でどれだけのCERPが認定されるかについて書いてもよいです。
- STPIは、IBLCEの書面での承諾なく、フォーマット、印刷様式、書類を問わず、STPが発行する印刷物、宣材にIBLCEのロゴを使用してはなりません。

- STPIは、出席簿をふくめ、すべての講演に関する書類を当該講演の最終日から最低6年間は保管しなくてはなりません。
- IBLCEの求める条項に準拠していないSTPはIBLCE事務局より通知があります。その場合、教育を行ううえで未だ途上にあるとし、主催者は協同するように求められます。2回目の要請があった場合、主催者は調整策を立証する必要があります。そして3回目の要請があった場合、STPとしての権利の一時停止、もしくは取り消し処分となることがあります。

私たちの知る限りで次のことを宣言します。

- 上記の講演には IBCLE Minimising Commercial Influence on Education Policy に定義された組織が計画に加わることはありません。
- 講師の選定、トピックス、講演内容の選択についてそういった企業組織、企業の職員の意見を入れることはありません。

**注意：**サインは直筆でしてください。パソコン入力等のサインは認められません。

サイン: \_\_\_\_\_ 日付: \_\_\_\_\_

名前を印字して: \_\_\_\_\_

役職・学位: \_\_\_\_\_

## STP 講演内容報告書

記入して STP 申請用紙とともに提出してください

講演主催者: \_\_\_\_\_ 講演日程: \_\_\_\_\_

講演名: \_\_\_\_\_

それぞれの単元で休憩時間を含む場合は、その時間も書いてください。欄が足りない場合は、この用紙をコピーして使用してください。

単元名	開始時刻	講師	CERP の 種類と CERP 数	内容の概要 CERP の認定が正しくできるように、 できるだけ具体的に	(事務所 記載用)
	終了時刻				
	所要時間				

## 開講者用利益相反開示文書

主催者のかたへ：今回の講演の主催者として、今回の講演計画に関わる全ての講師から Speaker Disclosure & Conflict of Interest Declarationを集める責任があります。更に、プログラムの講師によってなされた内容開示を印刷し、要望があれば開示に関わる書類とともに IBLCEに提出する責任も負います。

主催者名：

---

講演名： \_\_\_\_\_ 講演日程： \_\_\_\_\_

IBLCE 継続教育単位 (CERPs) として認定される教育活動について、中立性、独立性、客観性、科学的に厳密であることに最善の努力をすることが IBLCE の方針です。CERPs と認定されるどのプログラムに参加する講師/司会者は、講演の内容に関係する可能性のある提携について、講演受講者に対し明らかにすることが望ましいです。どのような提携かというと；

- ・ IBLCE Minimising Commercial Influence on Education Policy で規定されている企業、営利団体
- ・ 講演の主題、もしくはプログラム全体を通して関連している特定の個人または団体

この方針の目的は、講師に自分の考えを提示させないようにするためではありません。ただ、講演内容に関連した利益相反をすべて開示することによって、参加者が講演についてそれぞれの判断ができるようにどんな利害関係もはっきりとされるためのものです。講師の利益相反について、解説であっても結論が呈示されても講演参加者はその講師が先入観で話しているかもしれないと考えうるからです。



## 各講師用利益相反開示文書

講師のかたへ：上記の方針を読み、以下のことについて知らせてください。そのうえ、講演主催者に速やかに返送してください。

氏名: \_\_\_\_\_

私はこの講演に関し利益相反の事項はありません。

私は、講演の中で利益相反にあたる可能性があります。私は、下記の利益相反に関することをお知らせします。

利益相反*	人名・組織

サイン: \_\_\_\_\_ 日付: \_\_\_\_\_

\* 提携として考えられる形とは；補助金/研究の支援、謝礼金、旅費、などの利益を受け取ること、コンサルタント、個人契約者、従業員、役員になること、もしくは 講師の事務所への参画、出版時の協力者となるような資金的供与、役員・士官・職員を親しい友人や家族として持つこと、資金権益を持つ人、他に資金的、物的な支援です。

## STP 申請チェックリスト

STPとして適用されるには、料金を支払うとともに、以下のすべての書類をIBLCE宛て送付しなくてはなりません。書類がすべて整っていない場合は処理が遅れ、追加料金がかかることになります。すべて整った申込書は受け付け順に審査されることになります。

すべての教育活動には次の書類の提出が必要です。

- すべて記入し、署名と日付を入れたSTP申請用紙
  
- STP講演内容報告書 もしくは、すべての講演内容の要約が記載されたもの

**OR**

- プログラムの印刷物かインターネットサイトの開催案内のコピー
  
- 全て記入済みの支払い用紙

STP申請用紙はスキャンして、Eメール、郵送、ファックスのいずれかの方法で、申請書と支払い用紙を日本のコーディネーターのMasumi Imura宛に [japanapa@iblce.org](mailto:japanapa@iblce.org) に送付してください。

## STP 支払い用紙

主催者: \_\_\_\_\_

講演名: \_\_\_\_\_ 講演開講日: \_\_\_\_\_

**料金計算基準**：1 CERPは60分の教育課程とします。料金計算をするとき、講演の合計開講時間を60分で割ってください。たとえば、4時間の講演だと240分、つまり4.0CERPになります。

同時分科会による選択科目を設ける場合の計算には支払にはすべての講演時間を含めなくてはなりません。下に示した例ですと、参加者は2.75 CERPs履修することになりますが、講演時間は4.75CERPsということになり、CERPsにかかる料金は4.75CERPsでの計算になります。

講習予定の例	参加者履修時間	講演時間
60分全員出席の講演	60	60
並列で行われる60分間の分科会	60	180
45分終りの全大会	45	45
計	<b>165 (2.75 CERPs)</b>	<b>285 (4.75 CERPs)</b>

**CERPs総講演時間:** \_\_\_\_\_

### IBLCE 2017 年版短期講習料金(日本国内用)

	4 CERPs 以下	8CERPs 以下	16CERPs 以下	24CERPs 以下	24CERPs より多い	専門教育
JPY	¥5,850	¥9,575	¥14,900	¥21,300	¥28,200	¥19,700

支払いは下記の銀行口座へ直接送金してください。

三菱東京 UFJ 銀行 豊田南支店 普通 3831854 IBLCE 会計光岡由美